



空き家に困ったら・・・



専門家にお任せ下さい！！

空き家は、さまざまな問題により適正な管理がなされない状況になってしまいます。

新城市では空き家に関する諸問題に対応するため、専門家団体との協定を結んでいますので是非ご利用下さい。

困りごと別の相談先

●所有者の方が亡くなっている場合（権利関係など）

困りごと

- ・相続がまだ終わっていないで・・・。
- ・跡継ぎのいない空き家ってだれのものなんだろう・・・。
- ・相続放棄したのに、管理義務ってなに！？



権利関係、相続関係、相隣関係は
愛知県司法書士会へ！

(☎052-683-6683)

●所有者の方がご存命の場合、所有者の方（利活用・管理・解体など）

困りごと

- ・空き家を所有している（相続した）けど、どうしたらいいんだろ・・・。
- ・空き家バンクに登録してみたい。大事な資産として利活用を検討したいけど・・・。



空き家に関する総合的な問題、空き家バンク、利活用は
愛知県宅地建物取引業協会へ！

(☎052-522-2575)

困りごと

- ・古い家だけど、直せばまだ使えるのかも・・・。
- ・古い木材がいっぱいあるし、もったいないな・・・。



古民家の利活用は
愛知県古民家再生協会へ！

(☎0536-25-7115)

困りごと

- ・だれも住まないし、子供に迷惑をかけたくないからそろそろ建物を壊そう。
- ・空き家まで道もないけど、壊せるのかな・・・。



解体は
愛知県解体工事業連合会へ！

(☎052-452-1128)

困りごと

- ・利活用したいと思うけど、建物に関する手続きっているのかな・・・。



利活用における手続きは
愛知県行政書士会へ！

(☎052-931-4068)

困りごと

- ・空き家を修繕したいな。改築して住めるようにしたいな。



補修、改修は
愛知建築士会へ！

(☎052-201-2201)

困りごと

- ・建物の登記ってどうなっているんだろ
う・・・。
- ・空き家と隣の家の境界がわからない・・・。



建物登記、敷地境界は
愛知県土地家屋調査士会へ！

(☎052-586-1200)

困りごと

- ・自分ではできないけど、近所に迷惑をかけるために管理してくれるところはないのかな・・・。



管理支援は
新城市シルバー人材センターへ！

(☎0536-23-5666)

●法律関係全般

困りごと

- ・空き家が崩れて、人にけがをさせたら損害賠償ってほんと！？
- ・空き家に関する法律ってなんだろ・・・。
- ・相続放棄したのに、管理義務ってなに！？



法律問題全般は
愛知県弁護士会へ！

(☎052-203-1651)

●金融機関

市からの連絡票を各信用金庫にお持ちいただければ優遇金利が受けられる場合もあります。

困りごと

- ・空き家をリフォームして住みたいけど、
リフォームのローンって有るのかな・・・。
- ・危ないので解体したいけど、今はお金が
ないのでどこかで借りられないかな・・・。

融資に関することは

豊橋信用金庫 (☎0536-22-1123)

豊川信用金庫 (☎0536-22-2216)

蒲郡信用金庫 (☎0536-22-2211)



●空き家のリスクについて

空き家を放置したことにより、誰かにけがをさせたり、車や隣家を破損させてしまった場合には、民法第 717 条「土地の工作物等の占有者及び所有者の責任」などの規定により、空き家の所有者などが損害賠償責任を負う恐れがあります。

空き家などの建物は手入れをしないとすぐに劣化してしまいます。管理を怠ると「放火などで火災がおきる」「強風などでトタンや瓦、外壁などが落下する」「不審者が出入りし住み着く」「野生動物が住み着く」「ごみなどが投棄される」など、多くのリスクが発生します。

空き家をご所有の方は空き家のリスクを十分に理解し、解体も含めた適正な管理を家族のみなさんにご検討ください。

なお、具体的な損害賠償責任の試算例は、公益財団法人日本住宅総合センターが公表している「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」にてご確認ください。

